

府中市立府中第二中学校「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日 府中市立府中第二中学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

（基本理念）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるにのみならず、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わないこと、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のために対策を行う。

（いじめの禁止）

生徒は、いじめを行ってはならない。

（学校及び職員の責務）

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切且つ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

（1）基本施策

①学校におけるいじめの防止

- ア 学校の最重点目標の一つに「正義がとおる学校」を掲げ、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、いじめを見過ごさないことについて、組織的に取り組む。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を図りつつ、生徒が主体的にいじめ防止に資する生徒会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文、セーフティー教室、SOS の出し方に関する授業等を実施するとともに、道徳教育、特に道徳科における指導の充実を図る。

②いじめの早期発見措置

- ア いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対し、定期的な調査を次のとおり実施する。
 - 生徒対象アンケート調査 年3回（6月、11月、2月）
 - 学級担任による教育相談として、定期面談を年2回実施。必要に応じて随時面談を行う。

イ いじめ相談体制

生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

○スクールカウンセラーの活用

○いじめ相談窓口の設置

ウ いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめ防止等に関する教員の資質向上に努める。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度な流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

①いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〔構成員〕

校長、副校長、生徒指導主任、経営支援主任、教務主任、進路研修主任、情報管理主任、学年主任、養護教諭、特別支援学級主任、スクールカウンセラー 等

〔活 動〕

○いじめの早期発見に関すること

○いじめ防止に関すること

○いじめ事案に対する対応に関すること

○いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること

〔開 催〕

月に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒に対する支援と、いじめを行った生徒とその保護者への助言を継続的に行う。

ウ いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

エ いじめの関係者間において争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講じる。

オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

（３）重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

ア 重大事案が発生した旨を、府中市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

（４）学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

ア いじめの早期発見に関する組織に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

<学校いじめ防止基本方針を定める法的根拠>

（学校いじめ防止基本方針）第十三条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）第二十二条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。